

政策は今漸くその緒に就いたばかりであつて、その矛盾は來年度に於て更に著しからむとしてゐるのであります。この際は「下げられた賃銀を取かへせ」「物價騰貴に順應して賃銀を値上げせよ」「賃銀を下げずに労働時間を短縮しろ」と言ふ要求は我々の當然の權利であると確信いたします。我々は全國の資本家、工場主が、現下の客觀的狀態に深く省察するところあり、我々の現實的なる要求に聽従されむことを要請するものであります。

昭和八年一月

全國労働大 阪 聯合 會
組合同盟

別(四) 資本家ニ提出シタルモノ

要 求

我が全國労働組合同盟大阪聯合會執行委員會へ同盟本部第二回中央委員會ノ指令ニ基キ現下ノインフレーション對策トシテ貴工場従業員ニ對シカツテ切下ゲラレタル實收賃銀ノ即時復舊並ニ物價騰貴ニ順應シテ實銀値上ゲヲナスベキコト、且ツ實收賃銀ノ低下ヲ伴ヘザル労働時間ノ短縮其他待遇改善ヲナスベキコトヲ要求シマス。

理 由

金輸出再禁止以來滿一ケ年ヲ經過シ、インフレーション政策ニ伴フ必然的歸結ハ、先ヅ一般物價ノ昂騰トシテ現ハレテ來マシタ。日本銀行ノ調査ニ依レバ小賣價ハ昨年末ニ至ツテ急テンボヲ以テ續騰シ本年一月ニ於テハ昨年同期ニ比シテスチニ九分三厘ノ騰貴チアリマス。騰貴ノ最ニ顯著ナル服飾品ヲ第一トシ、食料品コレニ次イテ居リマス。就中生活必需品タル米ハ四割、砂糖ハ三割其他一切ニ亙ツテ續騰ノ狀態ニアルヲアリマス。以テ一般大衆ノ生活費ノ膨脹キ